

報道関係者 各位

令和5年12月18日

【照会先】

新潟労働局労働基準部監督課

監督課長 小永光 邦彦

主任監察監督官 久川 禎之

(代表電話) 025(288)3503

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

～73.8%の事業場で労働基準関係法令違反～

新潟労働局（局長 西岡邦昭）は、このたび、新潟県内の労働基準監督署が、令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

令和4年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 168 事業場（実習実施者）のうち 124 事業場（73.8%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 41 件（24.4%）、①健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 41 件（24.4%）、③労働時間 33 件（19.6%）、④割増賃金の支払 32 件（19.0%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

新潟労働局においては、監理団体（技能実習生の受け入れサポートを行う団体）及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

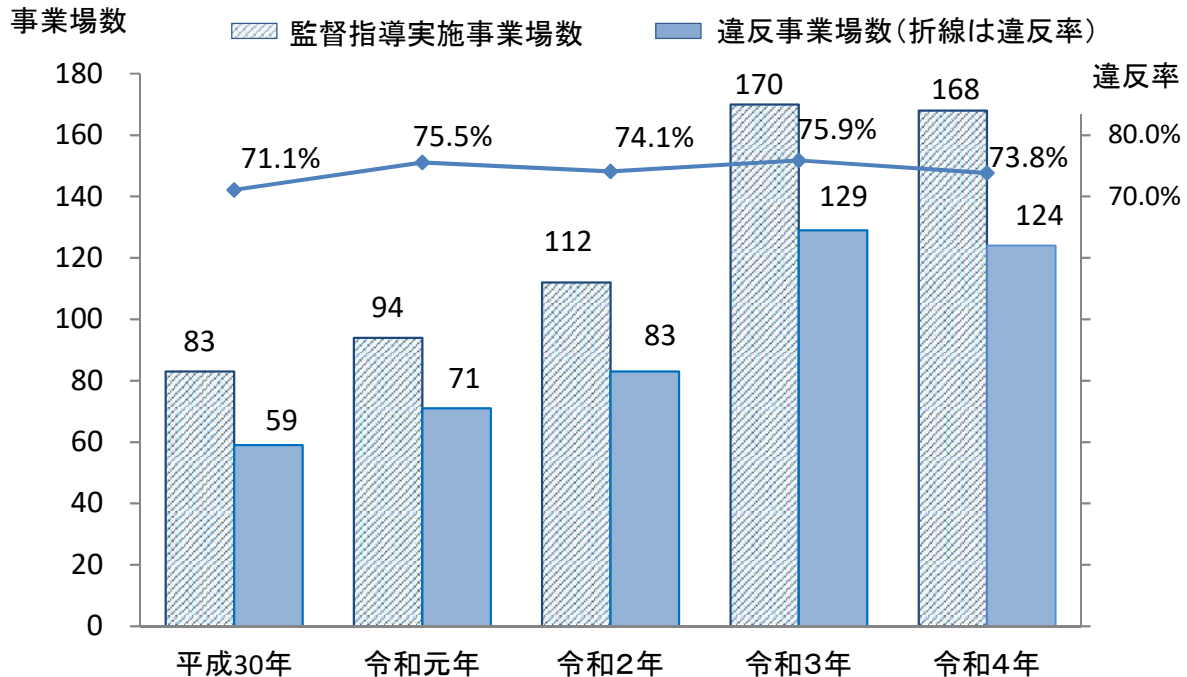
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和4年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和4年）

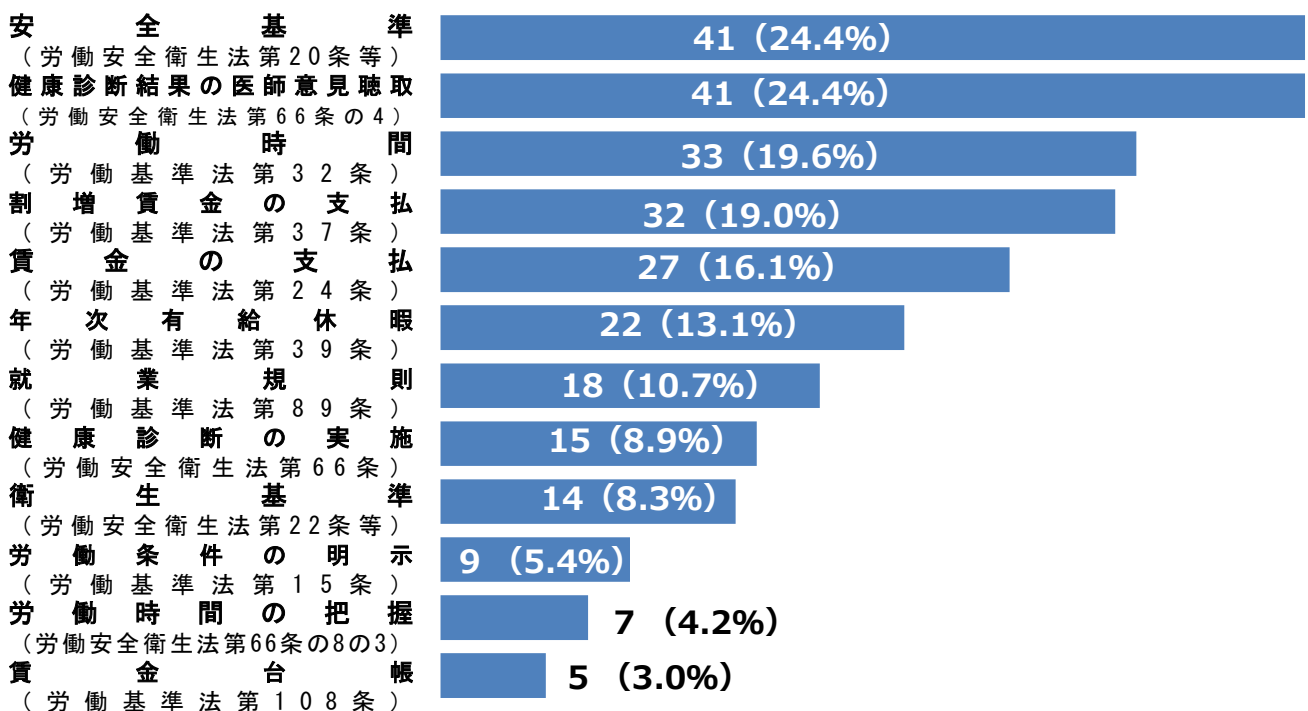
1 監督指導の状況

(1) 新潟県内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して168件の監督指導を実施し、その73.8%に当たる124件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（各24.4%）、③労働時間（19.6%）④割増賃金の支払（19.0%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	48	32 (66.7%)	安全基準 18(37.5%)	衛生基準 10(20.8%)	健診結果の医 師意見聴取 9(18.8%)
食料品製造	31	22 (71.0%)	安全基準 12(38.7%)	労働時間 8(25.8%)	割増賃金・ 年次有給休暇 各4(12.9%)
繊維・衣服	14	9 (64.3%)	年次有給休暇 4(28.6%)	労働時間・ 健診結果の医 師意見聴取 各3(21.4%)	
建設	32	26 (81.3%)	健診結果の医 師意見聴取 10(31.3%)	年次有給休暇 9(28.1%)	割増賃金 8(25.0%)
<参考> 全業種	168	124 (73.8%)	安全基準 41(24.4%)	健診結果の医 師意見聴取 41(24.4%)	労働時間 33(19.6%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

定期監督で、アーク溶接の特別教育等について指導

概要

- 土木工事業の事業場に対して実施した定期監督において、技能実習生に特別教育を実施しないままアーク溶接作業を行わせていたこと、賃金控除協定の締結がないまま技能実習生の賃金から社宅費、光熱費等を控除していたことが認められた。

労基署の対応

- アーク溶接作業を行わせるときは特別教育を実施しなければならないこと、賃金控除協定の締結なく賃金から社宅費、光熱費等は控除できないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第59条第3号違反（安全衛生教育）
労働安全衛生規則第36条第3号（特別教育を必要とする業務）
労働基準法第24条第1項違反（賃金の支払）

指導後の会社の取組

- 技能実習生のアーク溶接作業は全面禁止とし、特別教育を受講している日本人労働者にアーク溶接作業を行わせることとした。
- 社宅費、光熱費等の控除のため賃金控除協定を締結した。

事例 2

外国人技能実習機構からの通報を契機に、違法な長時間労働・賃金控除について指導

概要

- プラスチック製品製造業の事業場において、外国人技能実習機構からの労働基準関係法令違反の通報があったことから臨検監督を実施したところ、技能実習生に36協定の上限時間を超え、恒常的に長時間の時間外労働を行わせていることが認められた。
- また、賃金控除協定なく技能実習生の寮費や光熱費等を賃金から控除していることが認められた。

労基署の対応

- 時間外労働は、締結した36協定の範囲内で行わせなければならないこと、賃金控除協定の締結なく賃金から寮費、光熱費等は控除できないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条第1項・第2項違反（労働時間）
労働基準法第24条第1項違反（賃金の支払）

指導後の会社の取組

- 作業員の増員を図り、恒常的な長時間労働を解消した。
- 寮費、光熱費等の控除のため賃金控除協定を締結した。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和4年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

(2) 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は1件、労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報（※3）された件数は56件である。

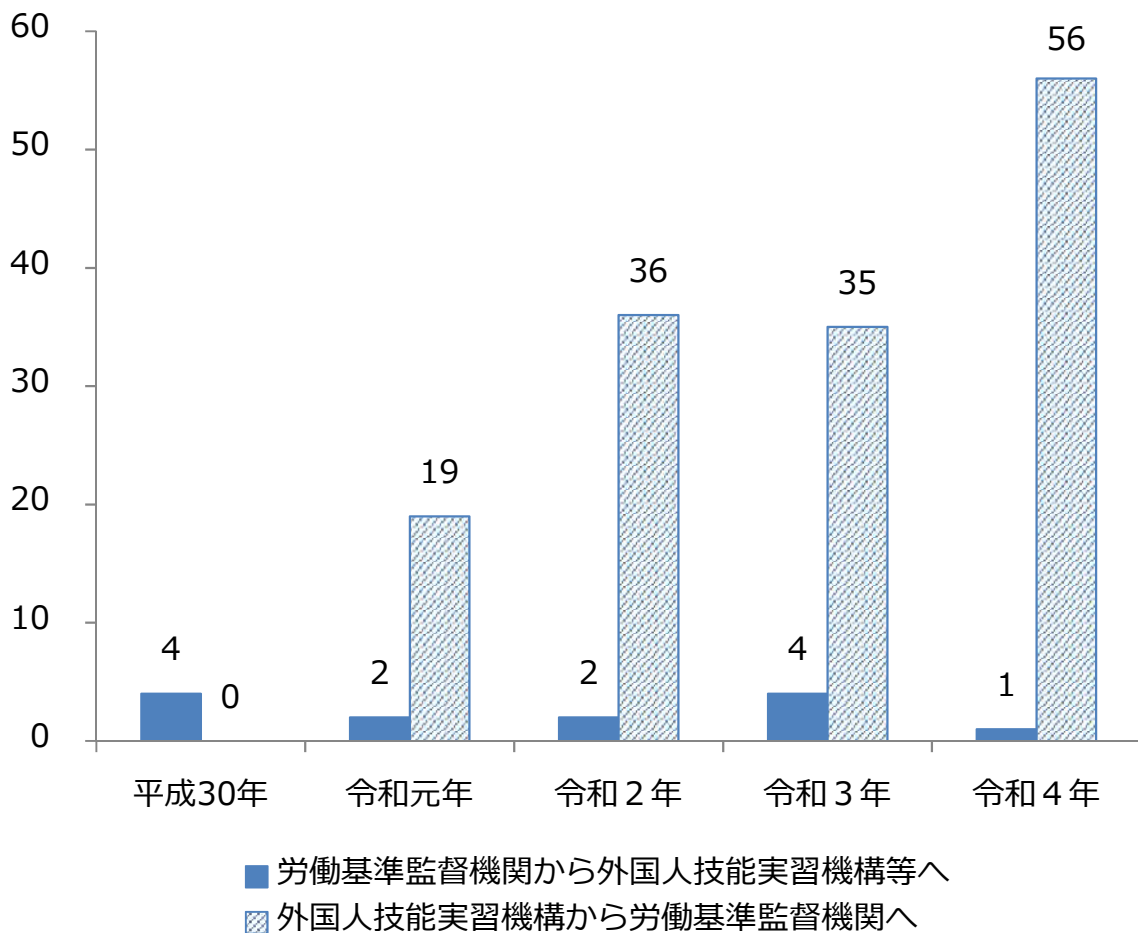
※2 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



(注) 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案8件を含む。

(3) 労働基準監督機関が、外国人技能実習機構等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。